

計 画 書

東播都市計画用途地域の変更 (小野市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 5.1ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	—	10.0m	
第二種低層住居専用地域	約 2.0ha	15/10以下	6/10以下	—	—	10.0m	
第一種中高層住居専用地域	約 23ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 26ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 49ha	—	—	—	—	—	
第二種中高層住居専用地域	約 6.0ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 12ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 18ha	—	—	—	—	—	
第一種住居地域	約 193ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
第二種住居地域	約 44ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
近隣商業地域	約 28ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
商業地域	約 13ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	
準工業地域	約 70ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
工業地域	約 9.0ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
工業専用地域	約 114ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
合 計	約 545ha	—	—	—	—	—	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

「別紙理由書のとおり」

理 由 書

黒川(図書館東)地区は、行政・商業・文化・交流等複合的な都市機能が集積する本市の中核をなすシビックゾーンに位置しており、区域区分を変更し、商業施設等の整備が計画されている。

これらの土地利用の見通しを勘案し、良好な市街地の形成と合理的な土地利用を図るため、本案のように用途地域を変更するものである。